

## 交野市赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金事業実施要綱

(目的)

**第1条** 社会福祉法人大阪府共同募金会交野地区募金会（以下「地区募金会」という。）は、地域が抱える多様な課題を地域で解決していくため、地域福祉活動の強化、安心して暮らせる・安全なまちづくりに関する事業を行う交野市内の活動団体・施設等（以下「団体等」という。）に対し、赤い羽根・歳末たすけあい運動の募金額の範囲内において、交野市赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金事業（以下「助成金事業」という。）を実施する。

(助成金事業の対象団体等)

**第2条** 助成金事業の対象となる事業を実施する対象団体等とは、設立後満1ヵ年を経過している交野市内で活動実績のある次の各号に該当する団体等とする。ただし、法人格の有無は問わない。

- (1) 地域組織
- (2) ボランティア団体
- (3) 福祉団体
- (4) NPO団体
- (5) 市民活動団体
- (6) 地域福祉を行う法人

(助成金の対象事業)

**第3条** 第2条に該当する団体等が実施する対象助成金事業とは、小地域福祉活動、福祉教育活動、ボランティア活動支援等特に公益性の高い地域福祉活動支援事業で、住民に対しその活用及び成果が見込まれる具体的な事業計画のある次の各号に該当する事業とする。

- (1) 住みよい地域づくりを目指す活動で、住民の自主的な参加による地域福祉活動・行事
- (2) 安心して暮らせる・安全なまちづくりを推進するための地域行事
- (3) 福祉・防災マップづくり、防災・防犯に関する研修会や各種訓練
- (4) 更生保護を目的とし、地域の社会福祉に寄与する活動・行事
- (5) その他、地域の実情に応じた、又は地域の特徴を生かし、地域の多様な課題を解決するために取り組まれる活動で、特に地区募金会会長が認める事業

2 第3条第1項に該当する事業を実施する場合であっても、次の各号に該当する事業は除く。

- (1) その名称の如何にかかわらず、宗教や営利につながる活動、サービスの提供等の営利事業を主たる目的とする事業
- (2) 介護保険制度にかかる施設及び居宅サービス事業にかかる施設等並びに公営・民営（指定管理制度を含む。）施設が実施する介護保険事業
- (3) 当該年度に、共同募金会の別の寄付金配分金等を受けた団体等が行う事業

- (4) この助成金以外の収入が期待でき、これによって実施できる事業
  - (5) 特定の個人・団体等の利益に寄与する事業
  - (6) 国または地方公共団体が設置し経営、若しくはその責任に属するとみなされる事業
  - (7) 宗教、政党、組合の団体等で、その構成員の互助共済を主たる目的とする事業
  - (8) 社会福祉的な性格の明らかでない事業
  - (9) 他の公的機関等からの助成を受けている事業
  - (10) 構成員のみによる親睦会や交流事業
  - (11) 団体の運営費、構成員の互助共済のみを目的とする事業
  - (12) 理由如何によらず、嗜好品（酒・タバコ等）を提供する事業
- （事業の実施期間）

**第4条** 助成金事業の実施期間は、4月1日から翌3月31日とする。

（助成金の配分決定の順位）

**第5条** 留意事項・配分決定の順位は、順次各号のとおりとする。

- (1) 住民の自主的な参加による行事を優先する。
- (2) 当年度事業として、緊急性・必要性が明確で、適切な資金計画を有している事業。
- (3) 配分履歴のない団体等、過去の配分総額・配分回数の少ない団体を優先する。
- (4) 団体等の活動資金（当年度の収入・繰越金・資産等）がより少ない団体等を優先する。
- (5) 共同募金活動に積極的に参加する団体等を優先する。

（助成金の額）

**第6条** 助成金事業の助成額は、以下の通りとする。なお、申請事業費総額が助成額の各上限額に達していない場合は、その事業費総額を助成金の上限とし、千円未満は切り捨てるものとする。

- |               |           |
|---------------|-----------|
| (1) 地域組織      | 上限額 25 万円 |
| (2) ボランティア団体  | 上限額 10 万円 |
| (3) 福祉団体      | 上限額 10 万円 |
| (4) NPO団体     | 上限額 10 万円 |
| (5) 市民活動団体    | 上限額 10 万円 |
| (6) 地域福祉を行う法人 | 上限額 10 万円 |

（助成金の交付申請）

**第7条** 助成を受けようとする団体等は、地区募金会で定める期間までに、様式第1号の助成金交付申請書に以下の第1号から第6号の必要な書類を添付し、地区募金会に申請しなければならない。ただし、当該年度内で一団体から一申請を基本とし、内部の子組織と親組織からなる団体は親組織を一団体とする。

- (1) 団体等概要書（定款、会則、規約等）
- (2) 申請団体等の当該年度活動計画書並びに予算書

- (3) 申請団体等の前年度活動報告書並びに決算書
- (4) 助成金事業計画書（別紙1号）
- (5) 助成金事業収支予算書（別紙2号）
- (6) 所要経費の証憑書類・見積書（ただし、材料費等販売業者の書類発行が望めない場合においては店頭価格による積算書類を信憑書類とすることができる。）

（助成金の交付決定）

**第8条** 助成金の交付決定は、申請書に基づき地区募金会の審査を経て、大阪府共同募金会配分審査委員会の承認を受けて、交付を決定する。

- 2 交付決定の可否については、地区募金会から申請のあった団体へ様式第2号の助成金交付決定通知書にて通知する。

（助成金の交付請求）

**第9条** 助成金の交付決定を受けた団体は、様式第3号の助成金交付請求書並びに様式第4号の助成金事業周知・広報計画書を地区募金会に提出するものとする。

- 2 助成金の交付は、地区募金会へ助成金交付請求書の提出後、請求された預金口座に振込みを行う。

（事業の公表等）

**第10条** 助成を受けた団体は、助成金による事業の成果を地域住民に公表し、赤い羽根の共同募金の歳末たすけあい募金の用途への理解を深めるよう努めること。また、地区募金会及び大阪府共同募金会が要求するときは、必要な記録、および諸帳簿を提出し、監査を拒むことはできない。

（助成金の変更交付申請）

**第11条** 助成金交付決定の通知書を受けた後、何らかの事由により申請した事業内容を変更する団体等は、様式第5号の助成金変更交付申請書を速やかに地区募金会に提出しなければならない。

- 2 前項の事由が承認された場合は、当初の助成金交付決定通知書の額を超えることはできない。
- 3 事業変更により、当初の助成金交付決定の額より下回った場合は、千円未満を切り捨てた額を変更交付申請額とする。
- 4 変更交付決定の可否については、地区募金会から様式第6号の変更交付決定通知書にて通知するものとし、通知を受け取った後差額が生じた団体等は、速やかに地区募金会へ返還しなければならない。

（事業の中止）

**第12条** 助成金交付決定の通知書を受けた後、何らかの事由により申請した事業を中止する場合は、様式第7号の助成金事業中止承認申請書を速やかに地区募金会へ提出しなければならない。

- 2 前項の事由が中止の場合は、速やかに地区募金会に全額返還しなければならない。

(事業の完了報告)

**第 13 条** 助成を受けた団体は、助成金による事業を終了後 1 ヶ月以内には、様式第 8 号の助成金事業完了報告書に下記の第 1 号から第 4 号の必要書類を添付して地区募金会へ提出しなければならない。

- (1) 所要経費の証憑書類（業者の領収書写し又は預金口座振込の受領書写し、支払い明細等）
- (2) 申請団体の当該活動報告書並びに決算書
- (3) 事業助成金事業周知・広報報告書
- (4) 当該事業の資料や広報紙、写真等

(助成金の取消)

**第 14 条** 助成団体等が次の各号の 1 つに該当する場合は、助成金の全額もしくは一部を地区募金会に返還させることができる。

- (1) 経理状況が極めて不良と認めた場合
- (2) 経理上不都合ありと認めた場合
- (3) 助成決定後事業を一部休止または廃止した場合
- (4) 助成金を指定された事業以外に使用した場合
- (5) 事実と相違した助成申請または使途報告を行った場合
- (6) その他、地区募金会及び大阪府共同募金会の指示に従わずまたは不相当と認めた場合

(助成物件等の管理)

**第 15 条** 助成事業により取得した物件および関係書類の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間とする。助成事業により取得した物件等については、目立つ所に助成シールを貼るとともに、前項に定める期間中は当該物件等を適切に管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 25 日から適用する。

様式第1号(第7条)

令和 年 月 日

交野地区募金会 会長 様

団体名  
住 所  
代表者名  
担当者名  
電話番号

(令和 年度) 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金交付申請書

標記の件について、交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請額 金 円

2. 添付書類
- ① 団体の概要書(定款、会則、規約等)
  - ② 今年度活動計画書並びに予算書
  - ③ 前年度活動報告書並びに決算書
  - ④ 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金事業計画書(別紙1号)
  - ⑤ 助成金事業収支予算書(別紙2号)
  - ⑥ 見積書

別紙1号 (第7条)

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金事業 (変更) 計画書

1. 申請内容

ふりがな			
団体名			
事業・活動名			要綱第3条 対象事業の 該当番号
申請額 (変更申請額)	円	事業費総額	円
事業実施期間	令和 年 月 日	～令和 年 月 日	

2. 助成対象事業の (変更) 計画

(1) 事業内容 (具体的に)
(2) この事業で得られる地域福祉事業の効果
(3) 事業行程

別紙2号（第7条）

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金（変更）事業収支予算書

1. 収入の部

項目	金額（円）	備考
(変更)申請額		
自己資金（会費・寄付等）		
利用者負担額 など		
合計		

2. 支出の部

項目	金額（円）	内訳（積算根拠）
(1) 講師謝礼		
(2) 旅費交通費		
(3) 会議費		
(4) 物品・材料等購入費		
(5) 食材料等購入費		
(6) 機材等借り上げ料		
(7) 消耗品費		
(8)		
(9)		
(10)		
(11)		
(12) その他（助成対象外経費）		
合計		

※上記「項目」は記載例であり、追加項目あれば空白欄に詳細に記入してください。

交 地 募 第 号  
令和 年 月 日

様

交 野 地 区 募 金 会  
会 長

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金交付決定通知書

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金（令和 年度募金による）が、  
月 日開会の理事会において下記のとおり決定されましたので、通知します。

記

1. 助成金交付決定額 金 円

2. 助成金使途



令和 年 月 日

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金交付請求書

交野地区募金会 会長 様

団体名

住 所

代表者名

⑩

担当者名

電話番号

令和 年 月 日付で交付決定を受けた助成金について、下記のとおり請求いたします。

記

1. 助成金の額 金 円

2. 助成金対象事業名

3. 振込み口座

振込口座.....銀行 .....支店

普通 ・ 当座 (いずれかに○) 口座番号 .....

(フリガナ)

口座氏名 .....

4. 添付資料

①振込口座通帳の写し(口座番号・口座氏名の分かる面)

②赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金事業周知・広報計画書(様式第4号)

赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金事業周知・広報計画書

団体名 \_\_\_\_\_

上記助成金による事業の実施にあたっては、下記のとおり住民に周知広報します。（1、2については、必ず行ってください。また、事業内容にあわせ3～7の計画を複数立てていただき、該当欄に○をつけ具体的に記入してください。）

記

1	決算書に明記する （当該助成年度の決算書に共同募金助成金の収入があったことを、説明欄に明記してください。）
2	役員会で報告する （共同募金の助成の決定があったことや、助成金事業が完了したこと等を事業報告してください。）
3	掲示板等に掲示報告する
4	助成金事業の物品に「共同募金助成シール」を貼って明示する （貼付けが必要な団体等は、地区募金会事務局に必要枚数を請求ください。）
5	貼付けが困難な物品等は、本会が指定する物品に「助成・赤い羽根共同募金」の文字と赤い羽根のロゴマークを明示する
6	作成印刷物（パンフレット、研究資料等）に明記する
7	研究会、交流会、講習会等は、開催案内に明記する
8	その他、各申請団体等が行った広報内容を記入する

令和 年 月 日

（令和 年度）赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金変更交付申請書

交野地区募金会 会長 様

団体名  
住 所  
代表者名  
担当者名  
電話番号

令和 年 月 日付、令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金  
交付決定通知書を受けた事業について、下記の変更事由が生じたので、変更承認をいただきたく関係  
書類を添えて申請します。

記

1. 助成事業名

2. 変更申請金額 金 円

3. 事業変更の内容

4. 添付書類
- ① 助成金事業変更計画書（別紙1号）
  - ② 助成金変更事業収支予算書（別紙2号）
  - ③ 交付決定の写し（様式第2号）
  - ④ 変更内訳書（物品見積り明細書等）
  - ⑤ 総会等議事録変更決議書

交 地 募 第 号  
令 和 年 月 日

様

交 野 地 区 募 金 会  
会 長

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金変更交付決定通知書

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金（ 年度募金による）が、  
月 日開会の理事会において、下記のとおり決定されましたので通知します。

記

1. 助成金変更決定額 金 円
2. 変更前助成金使途
3. 変更後助成金使途
4. その他の変更事項（実施期間等の変更）

\*誤差が生じた場合は速やかに地区募金会への返還をお願いします。

様式第7号（第12条）

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金事業中止承認申請書

令和 年 月 日

交野地区募金会 会長 様

団体名

住 所

代表者名

担当者名

電話番号

令和 年 月 日付、 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金交付  
決定通知書を受けた事業について、下記の事由により中止するので、承認いただきたく申請します。

記

助成事業名
事業中止の事由

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金事業完了報告書

交野地区募金会 会長 様

団体名  
住 所  
代表者名  
担当者名  
電話番号

令和 年度 赤い羽根・歳末たすけあい募金助成金による事業を完了いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 助成金交付決定額 金 円  
2. 配分の使途

事業名	使用内容	資金計画
	実施回数 .....回 総利用者数 .....人 総件数 .....件	募金助成金 .....円 利用者負担金 .....円 その他の金額 .....円 事業費総額 .....円
<p>事業の成果・効果並びに共同募金寄付者(住民)への支援ありがとうのメッセージを記入すること。</p>		

(留意事項)

1. 使途内容・成果がわかる資料・写真等があれば必ず添付してください。
2. 「支援ありがとうのメッセージ」・資料・写真等を共同募金の広報紙・ホームページへ掲載することを了承ください。人物が写っている写真を提供いただく場合は、掲載について本人の了解を得た上で、提出下さい。

(添付書類)

- ① 所要経費の証書類(業者の請求書写し)
- ② 業者の領収書の写し又は預金口座振込の受領書写し
- ③ 当該年度の決算書・事業報告書

(決算書・事業報告書は、令和 年 月 日の決算後に提出します。)